概要版

第２期小諸市子ども・子育て支援事業計画

令和２年度～令和６年度

◆計画策定の趣旨

地域の実情に応じた子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成２７年に策定した「小諸市子ども・子育て支援事業計画」は令和２年３月で計画期間を終了します。そして、この５年間の計画における取組みの成果や課題等を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るため、令和２年度からの計画として「第２期　小諸市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

◆計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、同時に「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の内容を合わせ持った計画となっているほか、母子保健法、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する法律などを踏まえ、子どもが健やかに育つために必要な施策を推進する計画として位置付けるものです。

また本計画は、小諸市の全ての計画・事業の基本となる「小諸市総合計画」を上位計画として整合性を保ちながら、関連分野の個別計画との連携を図るものです。

◆計画の期間

本計画の期間は令和２年度（2020年度）から令和６年度（2024年度）までの５年間です。なお、計画期間中に大幅な法制度の改正や社会状況の大きな変化が生じた場合、必要に応じて見直しを行います。

【子ども・子育てに関連する計画の期間】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成17年度～  平成21年度  （2005～2009） | 平成22年度～  平成26年度  （2010～2014） | 平成27年度～  令和元年度  （2015～2019） | 令和２年度～  令和６年度  （2020～2024） |
| 次世代育成支援行動計画（前期） |  |  |  |  |
| 次世代育成支援行動計画（後期） |  |  |  |  |
| 子ども・子育て支援事業計画 |  |  |  |  |
| 第２期子ども・子育て支援事業計画 |  |  |  | 本計画 |

◆計画の体系

【基本理念】

地域全体で子育てを支援し、元気でやさしく、また心豊かでたくましい子どもが育つまちづくりをすすめます。

**子どもが輝き　やさしさつながる**

**笑顔あふれる　小諸市**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基本目標 | 基本施策 | 実施事業 |
| １　子どもが安心して育つまち | (1)幼児期の教育・保育の充実 | ①教育・保育事業  ②延長保育事業  ③一時預り事業  ④病時保育事業 |
| (2)子ども・子育て支援の充実 | ①利用者支援事業  ②地域子育て支援拠点事業  ③子育て支援に関する情報提供の充実 |
| (3)子どもと親の健康の確保 | ①妊産婦健康診査  ②乳児家庭全戸訪問事業  ③母子保健の推進 |
| ２　子どもがたくましく心豊かに育つまち | (1)子どもの健全な育成 | ①子育て教育相談事業  ②小学校学習支援事業  ③子どもの生活リズムの改善  ④幼児教育の推進  ⑤メディアコントロールの推進  ⑥放課後の居場所づくり  ⑦運動遊び事業 |
| ３　子どもと子育て家庭が住みよいまち | (1)障がいのある子どもへの支援 | ①障がいのある子どもへの支援 |
| (2)児童虐待に対する取組み | ①児童虐待対応の体制整備  ②養育支援訪問事業  ③子育て短期支援事業 |
| ４　子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち | (1)子育て家庭への社会的支援 | ①子育て家庭への支援  ②ひとり親家庭への支援  ③補足給付事業  ④奨学金制度  ⑤子どもの貧困に関する取組の推進 |
| (2)地域における子育て支援 | ①ファミリーサポートセンター事業  ②ワークライフバランスの推進  ③男女共同参画の推進 |
| (3)安全・安心な環境整備 | ①安全・安心な生活環境の整備 |

◆基本施策と実施事業

基本目標１　子どもが安心して育つまち

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施事業 | 内容 | 量の見込み | | | | | | | | |
| 単位 | 2年度 | | | 4年度 | | | 6年度 | |
| 基本施策（１）幼児期の教育・保育の充実 | | | | | | | | | | |
| ①教育・保育事業 | ３歳未満児（３号認定）の入園希望が増加していく見込み。令和２年度に幼稚園１園が認定子ども園に移行し受入れ体制が確保される。公立保育園は、全体では需要を満たす規模を確保。令和４年度には、老朽化した２園を統合し新たな保育園を開園する。 | | | | | | | | | |
| １号認定(３歳～５歳 　教育希望) | 人 | | 404 | 324 | | | 244 | | |
| ２号認定(３歳～５歳　　保育必要) | 人 | | 519 | 531 | | | 542 | | |
| ３号認定(０歳～２歳　　保育必要) | 人 | | 296 | 319 | | | 333 | | |
| ②延長保育事業 | 通常の利用日及び利用時間以外に、保育所、認定こども園等において保育を実施する。 | 人 | | 487 | 487 | | | 487 | | |
| ③一時預かり事業 | 家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、保育園、幼稚園等において必要な保育を行う。 | 人 | | 591 | 591 | | | 591 | | |
| ④病児保育事業 | 病気療養中や回復期の子どもを病院・保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する。令和３年度より、新たに複合型中心拠点誘導施設内で事業開始する。 | 人 | | 16 | 106 | | | 106 | | |
| 基本施策（２）子ども・子育て支援の充実 | | | | | | | | | | |
| ①利用者支援事業 | 幼稚園、保育園等の施設情報や地域の子育て支援の情報提供と育児相談や関係機関との連絡調整をう。 | 箇所 | １ | | | １ | | | １ | |
| ②地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行う。 | 人 | 945 | | | 899 | | | 854 | |
| ③子育て支援の情報提供の充実 | 子育てに関する情報の市ホームページサイト充実を図る。また、コミュニティテレビこもろや、スマートフォン・アプリの活用などニーズに合った情報提供を行う。 | | | | | | | | | |
| 基本施策（３）子どもと親の健康の確保 | | | | | | | | | | |
| ①妊産婦健康診査 | 妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査等を実施する。 | 件 | 6,444 | | | | 6,194 | | | 5,944 |
| ②乳児家庭全戸訪問事業 | 生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う | 人 | 275 | | | | 265 | | | 258 |
| ③母子保健の推進 | 乳幼児の成長発達の確認とともに、保護者が安心して子育てできるよう母子保健を推進する。  【不妊治療費助成事業**・**プレママスクール**・**産後ショートステイ事業**・**健診等】 | | | | | | | | | |

基本目標２　子どもがたくましく心豊かに育つまち

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施事業 | 内容 | 量の見込み | | | |
| 単位 | 2年度 | 4年度 | 6年度 |
| 基本施策（１）子どもの健全な育成 | | | | | |
| ①子育て教育相談事業 | 各種相談事業については身近で利用しやすい相談場所として周知を図り、個別の相談をきめ細やかに対応する。【妊娠期からの健康育児相談**・**発達育児心配事相談**・**教育相談**・**就学相談等】 | | | | |
| ②小学校学習支援事業 | 小学校低学年時を中心に学習習慣や集団生活での生活習慣の形成のため、支援教員（アシスタントティーチャー）を小学校に配置する。障がいのある児童生徒に適切な指導や必要な支援を行う学校生活支援員を各学校に配置する。 | | | | |
| ③子どもの生活リズムの改善 | 子どもたちの睡眠習慣（生活リズム）の乱れは、学習意欲や学力の低下、不登校など様々な課題の要因となっている。睡眠時間を確保し、生活リズムを整えることが子どもたちの課題改善の糸口になると考えられるため、眠育（睡眠教育）を実施する。 | | | | |
| ④幼児教育の推進 | 幼児教育の質の向上を目的として、幼保小連絡会、幼児教育推進委員会と連携し、取り組みを進める。小諸図書館では、子ども達が様々な本や人と出会い「豊かな心」「自ら考え、行動できる力」が自然と育まれるよう支援を行う。 | | | | |
| ⑤メディアコントロールの推進 | 家庭・学校・地域の連携のもと、有害情報やインターネットを介した犯罪から子どもを守るため、情報機器の適切な利用啓発や、モラル対策の学習会など、社会全体で子どもを守っていく気運を高め、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進する。 | | | | |

基本目標２　子どもがたくましく心豊かに育つまち

基本目標３　子どもと子育て家庭が住みよいまち

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施事業 | 内容 | 量の見込み | | | |
| 単位 | 2年度 | 4年度 | 6年度 |
| 基本施策（１）障がいのある子どもへの支援 | | | | | |
| ①障がいのある子どもへの支援 | 障がい児及びその家族に、乳幼児期から高校卒業まで効果的な支援を身近な場所で提供する体制や地域支援体制の構築、関係機関との支援の連携、地域社会への参加推進、障がい児に対する支援体制整備、障がい児相談支援の提供体制の確保等を行う。 | | | | |
| 基本施策（２）児童虐待に対する取組み | | | | | |
| ①児童虐待対応の体制整備 | 様々な困難ケースについて、要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携し適切な支援を行う。また、令和４年度を目標に、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応を行うための、小諸市子ども家庭総合支援拠点の体制整備を進める。 | | | | |
| ②養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する。 | 人 | 55 | 55 | 55 |
| ③子育て短期支援事業(ｼｮｰﾄｽﾃｲ) | 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う。 | 人 | 2 | 2 | 2 |

基本目標４　子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ⑥放課後の居場所づくり | 児童クラブは、保護者が就労等により、放課後保育に欠ける児童に健全な育成を図る保育を行う。坂の上クラブ、野岸クラブ、ちくまキッズクラブで実施。 | 人 | 116 | 139 | 164 |
| ⑦運動遊び事業 | 学力・体力・道徳心の向上のために、保育園、幼稚園、小学校低学年に運動遊びを取り入れ、心身ともに健やかに成長するための支援を行う。 | | | | |

第２期小諸市子ども・子育て支援事業計画　【概要版】

令和２年３月　　小諸市育委員会 子ども育成課

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施事業 | | 内容 | 量の見込み | | | |
| 単位 | 2年度 | 4年度 | 6年度 |
| 基本施策（１）子育て家庭への社会的支援 | | | | | | |
| ①子育て家庭への支援 | | 子育て世帯に、経済的支援、就労支援を行う。  【児童手当**・**福祉医療給付**・**就学援助**・**子育て家庭優待パスポート**・**子育て期の女性就業相談等】 | | | | |
| ②ひとり親家庭への支援 | | 生活の安定と自立支援のため、各種手当の支給や相談等の支援を行う。  【児童扶養手当**・**福祉医療給付**・**母子寡婦福祉資金貸付制度**・**ひとり親家庭の生活就労相談等】 | | | | |
| ③補足給付事業 | | 令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、私立幼稚園の低所得世帯に副食費補助を開始。 | 人 | 102 | 99 | 96 |
| ④奨学金制度 | | 高校及び大学等への進学のために奨学金を貸与及び給付する。  【大津秀子奨学金**・**あさま奨学金】 | | | | |
| ⑤子どもの貧困に関する取組推進 | | 貧困の世代間連鎖を断ち切るべく、福祉や教育等の施策取組の過程で得られる子どもたちの状況に関する情報を活用し、抱える困難を早期に把握し、必要な支援につながるよう、相談支援体制を充実する。また、家庭や学校、地域や関係機関・団体等と連携して必要な支援を行う。 | | | | |
| 基本施策（２）地域社会における子育て支援 | | | | | | |
| ①ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ事業 | 乳幼児や小学生の預かり等の支援を会員同士の相互援助活動で行う事業。小諸市社会福祉協議会に委託し、令和2年度より事業を開始する。 | | 人 | 100 | 100 | 100 |
| ②ﾜｰｸﾗｲﾌﾊﾞﾗﾝｽの推進 | 企業・事業主に対し、託児施設の設置、働き方改革に労働環境の整備促進、育児休業制度の就業規則への規定、短時間勤務制度の利用促進等について啓発を行い取り組みの促進を図る。 | | | | | |
| ③男女共同参画の推進 | 小諸市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画を推進するため、令和２年度に「男女共同参画プラン７」を策定し、男女共同参画推進セミナーを開催する。 | | | | | |
| 基本施策（３）安全・安心な環境整備 | | | | | | |
| ①安全・安心な生活環境の整備 | 児童の安全・安心な生活環境の確保のため、登下校・通学環境の整備、防犯対策や各施設の適正な管理について関係機関と連携して取り組む。 | | | | | |